

公民連携ワンストップ対話窓口

～公と民の垣根を超えた「まちの創造」を目指して～

令和5年1月

可見市

I. 公民連携ワンストップ対話窓口について

常に変化していく市の社会課題・地域課題の解決を目指し、民間事業者等と行政の対話により連携を進め、お互いの知恵とノウハウを結集して新たな解決方法、価値を創出するためのワンストップ対話窓口です。

(1) 公民連携の現状

- ・市では、これまでも国の官民連携推進を受け、PFI方式(private finance initiative)での施設設置や広告事業、ネーミングライツなど、民間事業者等を活用した事業実施を進めてきました。
- ・しかし現状では、民間事業者等からの提案について、各事業課が個別に判断しており、横断的な提案の場合など、民間事業者等の相談先や、情報を取りまとめる部署がありません。
- ・また、市と民間事業者等の「タイミング」と「スピード感」の違いにより、「今」行えばメリットがあることも旬が過ぎてしまい、お互いに機会損失となることも散見されます。

(2) 市が抱える課題

- ・人口減少や少子高齢化、環境問題、空き家対策など、市単独では解決できない社会課題・地域課題が山積しています。
- ・日々、変化する社会情勢(脱炭素やSDGsなど)や市民ニーズなど、行政が詳細な制度設計をして民間が対応するという従来型のスキームでは、市場ニーズに適した魅力ある事業を迅速に構築することが難しくなっています。
- ・また、厳しい財政状況の中、公共施設をはじめ市が保有する資産を活用した財源確保策など、これまで以上に自立した行財政運営が求められています。
- ・こうした中、公共の中にあるビジネスチャンスが民間事業者等に掴んでもらう仕掛けづくりが必要となっています。

(3) ワンストップ対話窓口の設置・役割

- ・こうした現状を解消し、公民連携による市が抱える課題の解決を推進するため、民間事業者等と行政である可見市の各事業課との調整をし、公民連携による社会的・地域的課題の解決や、可見市の活性化などを図ることを目指しワンストップ対話窓口を設置します。
- ・ワンストップ対話窓口では、民間事業者等と同じ感覚で「時間」を捉えることにより、日々変化する社会情勢やニーズを的確に捉え、事業実現に向けて各手法での調整、検証を積極的に行い、検討時間の迅速化を図ります。
- ・また、事業の実現が難しい場合はその理由を提示し、民間事業者等の「次の提案」につなげてもらう機会とします。

(4) WIN-WIN の関係の構築

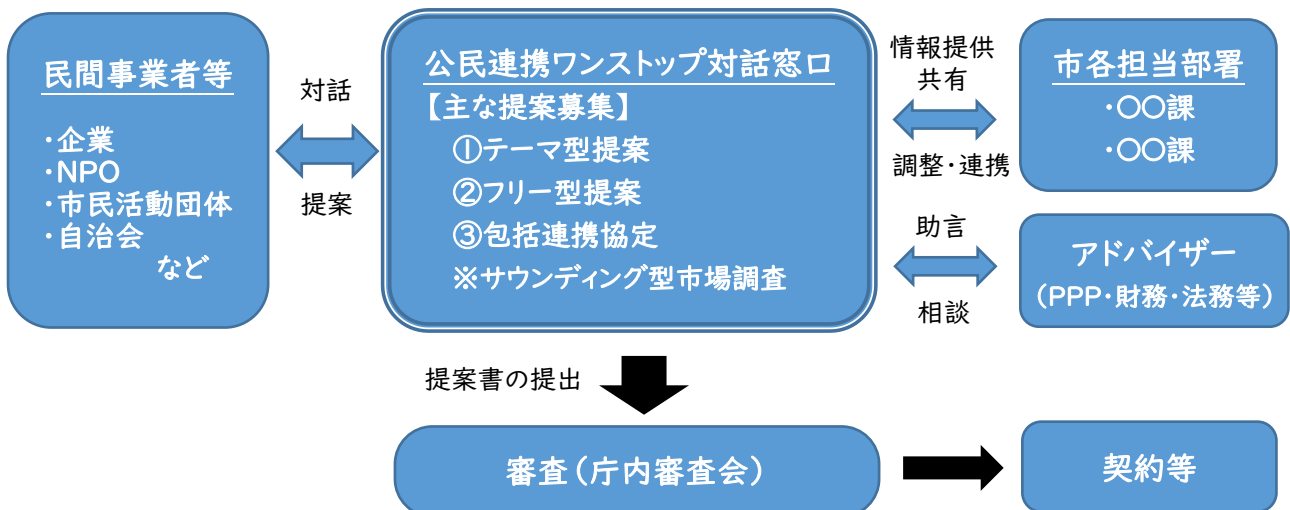
可見市と民間事業者等は対等なパートナーとして目標を共有し、お互いの強みを生かした連携により各々のメリットを見出し、WIN-WINの関係を構築し提案実現に向けて対話していきます。

	強み(例)	連携によるメリット(例)
可見市	・可見市のプラスイメージ ⇒住みよさ・利便性・多文化共生 ・公共施設、自然 など	・市民サービスの向上 ・行政コストの見直し ・行政課題の解決 ・施設の利活用による歳入増 など
事業者等	・企業ブランドや発信力 ・独自の技術やノウハウ ・意思決定のスピード など	・連携によるイメージ向上 ・新たなビジネスモデルの構築 ・新たな市場開拓 ・商品の売上げ増 など

Ⅱ. ワンストップ対話窓口への提案・募集

ワンストップ対話窓口では、可見市の抱える社会課題・地域課題の解決を目指し、民間事業者等からのユニークな発想やアイデアによる提案を幅広く募集します。

なお、ワンストップ対話窓口への提案は「市に新たに財政負担を生じさせないこと」が原則となります。ただし、既存の事業に対する歳出削減効果が見込める提案や、新たに財政負担してでも実施する価値のある提案などは、その限りではありません。



1. 募集する提案

ワンストップ対話窓口では主に、①テーマ型提案、②フリー型提案、③包括連携協定等を募集します。 ※サウンディング型市場調査は、市主導で必要に応じて募集を行います。

①テーマ型提案

テーマ型提案は、特定の行政課題を解決したい場合に市が不定期で募集します。

各担当課が解決したい課題がある場合、ワンストップ対話窓口にて提案募集の依頼をします。

②フリー型提案

可見市が行っている事業や市が保有している施設に対して、民間事業者等からの自由な提案を募集します。特に歳出削減・歳入確保・市民サービスの向上にかかる提案を募集します。

③包括連携協定

可見市と民間事業者等、双方の強みを生かして協力しながら福祉・環境・防災・まちづくりなどの課題解決に対応するための大枠を定める協定を募集します。

※サウンディング型市場調査

主に課題を抱える公共施設や新規に設置する施設の設計段階で、民間事業者等の意見を聞くための事前調査のこと。この調査により得られた内容から委託内容や設計を見直し市場価値を上げることが目的です。なお、この調査にかかる費用等は参入する民間事業者等の負担とします。民間事業者等は事前から案件に対して意見を組み入れる、情報を得ることができるなどがメリットとなります。

<提案提出に関する注意点>

- ・窓口での提案受付=契約ではありません。まずは、対等の立場であらゆる可能性を相談します。
- ・原則として契約行為は、契約内容に応じて法令及び本市の契約上のルールに基づいて公募等の手続きを行います。
- ・ただし、提案内容に独自のアイデアや技術が含まれる場合など、随意契約理由に沿う提案の場合は、特例として随意契約での契約を進める場合があります。

2. ワンストップ対話窓口への提案の流れ

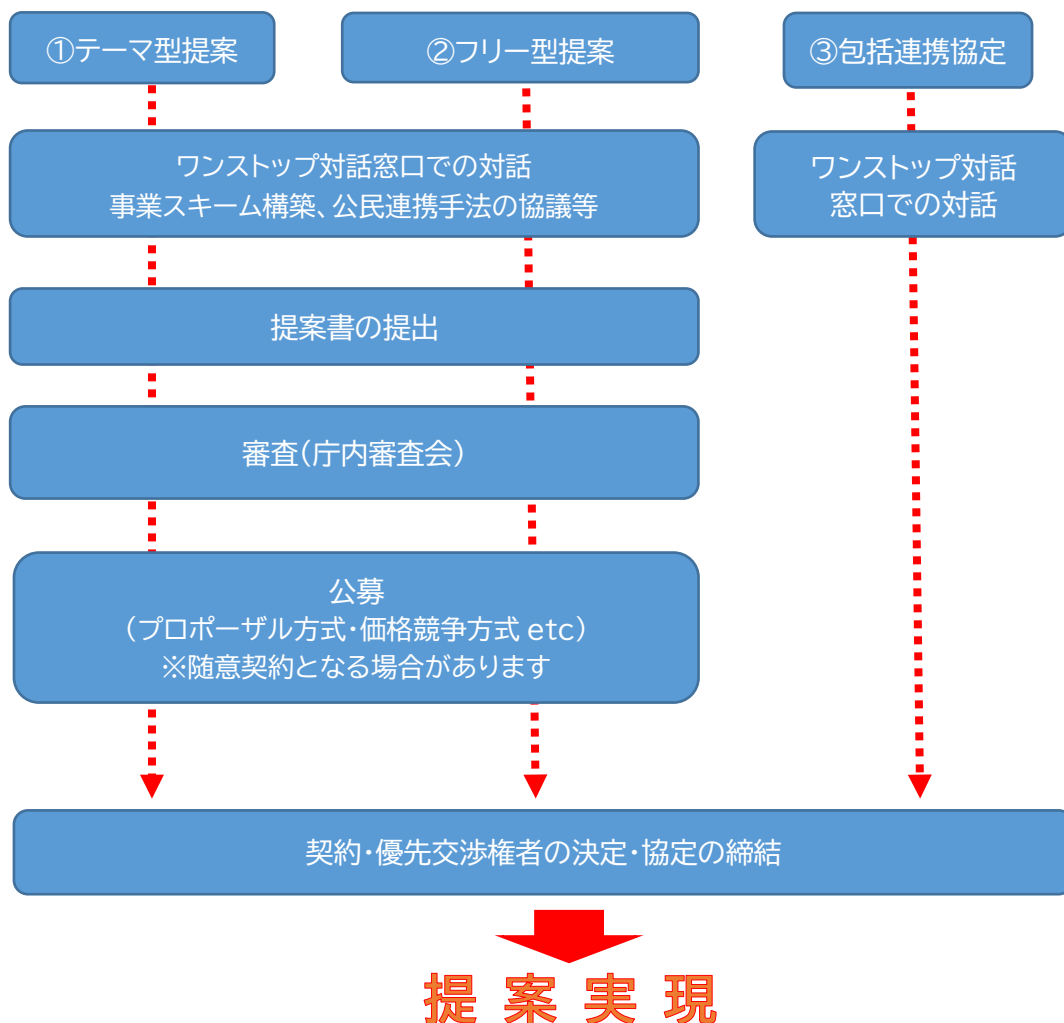
ワンストップ対話窓口では、提案に関連する各部課等との調整を進め、提案者と実現に向けた対話を進めます。対話・調整の結果、関係者において合意ができた場合は、審査に諮り、提案実現の可否を判断します。その後、契約の締結等必要な手続きを経たうえで、提案の実現・実施に向け調整をします。

なお、提案内容によっては、契約手続きのため、あらためて法令等に基づいた公募等の手続きを取る場合があります。

<ワンストップ対話窓口寄せられた民間提案の流れ(図)>

下図の流れを基本とし、提案事業のスキーム、提案の独創性、規模、市場の動向などを勘案しながら、案件ごとに契約・協定の締結方法の個別判断をします。

また、事業の発案段階や事業化検討段階において、対象事業の検討を進展させるため、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者等と対話を行い意見や新たな事業提案の把握を行うことがあります。



(1)対話・提案のための事前協議申込み

提案を希望する場合は、条件等の確認や提案書作成のサポートのため、提案書提出前に事前協議が必要です。市のホームページに掲載の「提案と対話の申込み」より事前協議の申込みをしてください。

<提案にかかる条件等>

①提案できる方

市内外問わず提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間企業」、「NPO 法人等の法人」または「任意団体等」

②提案できない方

・個人

・提案者（提案に関係するものを含む）及び提案内容が、次に該当する場合

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する

（イ）応募書類提出時に可見市から入札参加停止または入札参加保留の措置を受けている

（ウ）地方税、法人税または消費税及び地方消費税を滞納している

（エ）可見市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する

（オ）政治的・宗教的な関連性や要素がある場合

※提案内容を精査し、提案に政治的・宗教的な関連性や要素がないと判断でき、さらに団体等の活動内容等を調査した上で、対話の可否を判断をする。

（カ）地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）または第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する

（キ）公共性・公平性に問題がある等、その他、可見市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

③提案及び対話・調整にかかるコスト

提案の成立・不成立にかかわらず、可見市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をしません。

④その他

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当の方は、その他の諸事情により、今後、提案者との対話・調整を行わないこともあります。

（イ）提案に関する庁内外の関係者との調整には、内容により多くの時間を要する場合があります。

（ウ）提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。

(エ) 提案は、提案者からの本市への契約の申込みとして扱うものではありません。また、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでもありません。そのため、本市が対応やその実現に対して法的義務を負うものではありません。

(オ) 対話の結果または法令及び本市の契約上のルール等により、あらためてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市が提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成することがあります。

(2) 提案書の提出

事前協議の結果、提案が成立する場合は、提案書及び提案書提出時必要書類(様式1~3)を提出していただきます。提案書提出時必要書類(様式1~3)の様式については、提案書提出前に提案者にお渡しします。

(3) 提案書の審査

提出された提案書の実施可否について、庁内審査会等で審査を行います。
審査の結果は、提案者に通知します。

(4) 公募・契約、協定締結等

審査の結果、提案を実施する場合は、提案書をもとに仕様書を作成し、可児市ホームページ等で実施事業者を公募します。(※ 随意契約理由に沿う提案の場合は、特例として随意契約での契約を進める場合があります。)

<企業情報の保護>

- ・市は、基本的にオープンな過程の中で提案制度を推進していきます。ただし、提案者の提案情報保護等の観点から、提案者の独自アイデアやノウハウなど、不利益を被るような情報は一切公表しません。一部公表を望まない部分がある場合等はこちらにご相談ください。
- ・民間事業者等と市は、民間アイデアのうち保護すべき情報について協議し、保護すべき情報以外については広く社会に開示し、新たな公共の形成を共に目指します。
- ・市の計画や事業成立案件など、民間が判断しうる十分な情報、選択肢を分かりやすく、また情報を集約し、リスト化するなどアクセスしやすい形で提示します。

(5) その他の留意事項

※提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表します。
※提案実現後に、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。なお、秘密情報や個人情報の取扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。

令和5年4月改訂

「公民連携ワンストップ対話窓口」の連絡先

可児市市政企画部秘書政策課

電 話 0574-62-1111

E-mail hisyoseisaku@city.kani.lg.jp